

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第七小学校
校長名 ●● ●● 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級(知的障害)の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法を基調とし、人間尊重の精神に基づく教育を推進し、心身ともに健康で、知性と感性に富み、短期的な幸福のみならず、将来にわたる持続的な幸福を追求し、国際社会の中で共に生きることのできる、思いやりのある人間性豊かな児童を育成する。そのために、児童の実態を基に、保護者・地域住民の願いを込めて、次に掲げるめざす児童像を設定する。

○進んで学ぶ子ども ○協力して責任を果たす子ども ◎健康で心豊かな子ども

(2) 特別支援学級の教育目標

○楽しく学習する児童をめざし、基礎的な学力の定着を図る。

○自分でできることは自分で行う児童をめざし、基礎的な生活習慣の習得を図る。

◎元気で友だちと仲良くする児童をめざし、社会性や豊かな心を育む。

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

① 基礎的・基本的な学力の定着を図り、自ら課題を発見し解決に向かって追究するために対話を重視した授業、自分なりに解決したことを表現する授業を充実させる。また、1人1台の学習用端末を効果的に活用し、指導方法や指導形態を工夫するとともに、個に応じた指導を充実させる。

② 地域教材を活用したり、地域の方々と連携したりして教育活動の充実を図る。

③ 児童生徒一人一人の学習のつまずきや理解の状況を的確に把握し、個別の指導計画等を基に、学習内容の精選や段階的な指導を行うことで、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る。

イ 豊かな心の育成

① 「認め合い」「励まし合い」「高め合う」望ましい集団活動を通して、「自分も友だちも大切にする」をキーワードに、児童相互が信頼し、協力し合えるような支持的風土のある学級・学年・学校集団を形成する。

② 児童理解に基づいた生活指導を充実し、児童相互の良好な人間関係の醸成を図り、いじめ等の未然防止に努める。

③ あらゆる偏見や差別の解消をめざし、人権教育に取り組むとともに、思いやりの心や生命尊重の心を育む。

ウ 健やかな体の育成

① 「主体的・対話的で深い学び」について授業研究をすすめることで、健康教育の充実を図る。

② 体育科の学習をはじめ教育活動全般において、何事にも前向きに取り組める児童の育成をめざす。

エ 不登校児童への支援

欠席の多い児童や長期欠席の児童に対して状況把握を確実にし、不登校総合対策「つながるプラン」がめざす、別室登校や校内での居場所づくり、オンラインを活用した面談等による教育機会の確保、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部関係機関等との連携を図った組織的対応等を進める。

オ いじめ防止等の取り組み

いじめを許さないまち八王子条例及び市教育委員会いじめ総合対策に基づき、いじめの未然防止と初期対応の徹底を図り、週1回以上の学校いじめ対策委員会で組織的、継続的に対応を進め、児童一人ひとりが安心して通える学校をつくる。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、特別支援委員会による校内の支援体制を充実させ、児童一人ひとりの支援ニーズを的確に把握し、特別支援教育の充実を図る。また、近隣の都立八王子特別支援学校等との児童の交流や教育の専門性向上を図るための連携した特別支援教育を行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第七中学校グループ(第五小、第七小、山田小)】

第七中学校グループとしての共通目標(義務教育修了段階において育成すべき生徒像)を「知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)の調和のとれた児童・生徒」とし、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像は、「自己実現に向けて、主体的に学び・考え・行動できる児童・生徒」である。そのため、第七中、第五小、山田小と児童・生徒の小中合同・一体化を実装する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 1人1台の学習用端末を用い、個の課題を探究する個別最適学び及び自他の意見や考えを伝え合いながら思考を深めていく協働的な学びの充実を図ることで、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざすとともに、校内研究のテーマとし、全教員で取り組む。
- ② 国語科の話す活動・聞く活動及び書く活動を中心に、教育活動全般を通して活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等の向上をめざす。
- ③ 児童の発達段階や障害の特性に応じた学習グループ編成など、指導体制を工夫し、落ち着いて学習に取り組めるように環境整備を行う。また、コミュニケーション能力の育成・向上を図ったり、繰り返しの指導を実施したりして、個々の課題を解決する力を育てる。

イ 総合的な学習の時間

- ① 「日本遺産」である八王子の蚕や織物、高尾山、八ヶ岳、また、日光の自然や八王子との関連について、各教科で学習したことを基に横断的・総合的な学習を取り入れ、課題解決に向けた活動に取り組みさせる。
- ② 富士森公園や産千代稲荷・大久保長安等の地域の自然・文化・人材を活用した探究活動に取り組みさせることで、地域の人々との関わりを深め、地域の良さに気付かせ、地域への誇りと愛情を育む。
- ③ 活動の前後に「目標」「振り返り」を設け、見通しを持って学習に取り組ませる。調べる内容や発表形式を選べるようにするなど、個の特性に応じた選択肢を用意し、段階的な支援を通して、主体的に学習を進める力を育成する。

ウ 特別活動

- ① 年間を通した縦割り班活動による集団遊びや八王子かるた遊び、清掃活動を通して、高学年にはリーダーシップや思いやりの心、低・中学年にはフォロワーシップや協力する態度の育成を図る。
- ② 学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事を通して、よりよい人間関係を築き、積極的に取り組もうとする態度を育む。また、児童の意見を基にして、自主性を伸長する機会とする。

エ 自立活動

- ① 児童が心理的に安定して集団に参加することができるよう、児童の実態に応じて学校生活支援シートや個別指導計画を活用し、家庭との情報交換や連携を密にしなが、達成感や自己肯定感を高めたり、自他の良さに気付いたりすることができるようにして、情緒の安定を図る指導をする。児童一人ひとりの発達段階に合わせたグループ編成を行い、学習環境の改善を図る。
- ② 各教科では、学習の見通しを示し、課題を段階的に設定するなど、つまづきを予防する工夫を行う。国語や算数では視覚支援や具体物を活用して基礎的な理解を確実にし、社会・理科では見学や体験活動を取り入れて理解を深める。音楽・図工・体育等の表現活動では、成功体験を積ませる支援を行い、集団の中で役割を果たす経験を通して自信を育てる。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 道徳科においては、「親切、思いやり」「生命の尊さ」を重点内容項目とし、学期1回のいじめ防止に関する授業を行う。道徳的価値を自分事として理解し実践するために授業改善に取り組む。
- ② 生命尊重等に重点を置き、道徳教育全体計画及び別業を活用しながら教育活動全般を通して道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を育成する。さらに、情報モラルについても、道徳科と関連させながら、相手を思いやることについて確実に指導を重ねていく。
- ③ 家庭・地域との共通理解を深め、地域と一体となって道徳教育を推進していくために、道徳授業地区公開講座を開催し、地域の人々と道徳について考えたり、家庭での道徳教育について一緒に考えたりする機会とする。

(3) キャリア教育

- ① 地域の特性を活かした、第七中学校グループ義務教育9年間を通じたキャリア教育として「防災」をテーマに設定し、これからの社会を支える一員としての実践的な課題解決能力を発達段階に応じた取組で育成する。特別支援学級では、児童の発達段階や特性に応じて、学習内容や役割を段階的に設定し、視覚支援や具体物、手順の提示を用いて理解を深める。実践活動では、避難経路の確認や防災グッズの準備など、具体的な体験を通して学びを定着させ、成功体験を積ませることで自信と主体性を育てる。
- ② 教育活動全体を通して、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用しながら、将来の夢や希望を育み、目標達成のために工夫・努力する態度を養い、自己肯定感や自己有用感を高めていく。
- ③ 進路選択にあたっては、ガイダンス機能を充実させ、児童の能力・適性や進路希望に基づいて、適切な助言・支援を行う。その際、小中一貫教育の視点から、更に将来を見据えた視点も含めて保護者とともに考えていく。
- ④ 基本的な生活習慣が身に付けられるよう、各教科や学校生活全体で自立活動を取り入れ生活力の向上を図るとともに、社会参画に向けて、買い物学習や職業体験的な学習を取り入れる。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① セーフティ教室では、外部団体と連携し、低学年では不審者対応、中学年と高学年では情報モラルについての学習を通して、自分の身を守る意識の向上を図るとともに、SNS学校ルールを策定し、保護者や家庭・地域と連携して取り組めるようにする。また、「七小のやくそく」を児童の実態や社会的ニーズに合わせ、見直し及び改善を図っていく。
- ② 災害、交通安全について、「自分の生命は自分で守る」ことを基本として、学習や学級指導、毎月の避難訓練や交通安全教室等で安全に対する意識の向上を図る。また、「生命(いのち)の安全教育」指導の手引きや市教育委員会「生命(いのち)の安全教育」を基に、性犯罪・性暴力対策を確実にし、「生命を大切に」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」という意識を高めていく。

イ いじめ防止等の取組

- ① 週1回以上の学校いじめ対策委員会では、情報の共有及び対策の検討を行う。また、生活指導夕会、各種アンケート、子ども見守りシート、保護者面談等も活用し、いじめの未然防止と早期発見及び組織的対応を図る。
- ② 全児童と担任の面談を設定し、相談しやすい人間関係の構築と相談できる大人がいるようにする働き掛け、いじめの早期発見に努める。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組として、全校朝会の講話等で生命の尊厳について考える機会をつくり、各学級の道徳科の授業で「生命の尊さ」の項目を扱う。
- ④ 学校いじめ防止基本方針に基づき、生活指導講話やふれあい月間の取組、SOSの出し方に関する教育、高学年向けにメディアリテラシー教育等、教育活動全体を通して「いじめは絶対に許さない」という強いメッセージを常に発信し、自分も友だちも大切にする児童の育成を図る。

ウ 不登校児童への支援

登校支援コーディネーターを中心に「個票システム」を活用して児童の欠席状況を把握し原因や対応を分析する。不登校対策委員会で定期的に実態に応じた手だてを探り、保護者及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して不登校の未然防止及び児童の心に寄り添った支援や居場所づくりを行う。

(5) 学力保障の取組

- ① 朝学習等の時間を活用し、社会生活を営む上で最低限身に付ける基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。
- ② 特別支援学級では、児童の実態に応じて、基礎的・基本的な学習内容を段階的に設定し、視覚支援や具体物、ICT等を活用して理解を促す。朝学習等の時間を活用し、繰り返しの定着を図るとともに、達成した内容を「できたことカード」等で可視化し、学習への意欲と自己肯定感を高める。

(6) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ① 交流学級を設け、児童の実態や学年に応じて教科、特別活動、給食、学校行事等で積極的に交流及び共同学習を実施する。互いに認め合うことができるように通常の学級との交流学習を計画的に実施する。
- ② 第3学年の各学級との交流及び共同学習や都立八王子特別支援学校との交流を通して、障害に対して正しく理解し向き合っていこうとする意識を深めさせる。
- ③ 学校生活支援シートと個別指導計画の活用により、児童の成長を生活面と学習面について学級全体で共有し、家庭や進学先等関係機関との連携を図りながら支援を行う。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組(第七中学校グループ)

- (取組1) 児童・生徒が合同で行う活動：小中合同あいさつ運動、合唱コンクール小中合同合唱に加え、中学校部活動見学、「防災を考える日」などを企画立案・実施する。
- (取組2) 生活指導等の諸情報の共有：中学校入学にあたっての生活指導上の情報や、情報活用能力系統表を活用した各発達段階での取組など、諸情報を共有する。
- (取組3) 地域と合同で行う活動の実施：年3回地域クリーン活動や美化植栽運動、漢字検定などを実施する。また、小中合同あいさつ運動週間などを地域の方と連携して充実させる。

ウ その他

- ① 1人1台の学習用端末については、第1学年の1学期から活用をはじめ、各教科の年間指導計画や情報活用能力系統表(ICT活用技能編)に基づき、情報モラルも含めた確実な知識・技能の定着を図る。
- ② 「保・幼・小連携の日」には、「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」に基づく児童と園児との交流や近隣の幼稚園や保育園との職員交流を図り、円滑な接続に向けて連携を図るとともに、入学時にはスタートカリキュラムを活用した取組を確実にやっていく。
- ③ 地域行事への参加について、全校朝会での紹介や「はちおうじっ子キャリア・パスポート」での振り返り等を通して促し、把握する。
- ④ 保護者や図書ボランティアによる読み聞かせ、「高尾山とんとんむかし語り部の会」による語りなど、地域人材の積極的な活用を進める。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
2	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
3	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
4	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
5	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	18	203
6	18	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	203
備考	<ul style="list-style-type: none"> 第1学年は、1学期始業式と卒業式に参加しないため授業日数を2日減。 第2学年から第4学年は、入学式と卒業式に参加しないため授業日数を2日減。 第5学年は、入学式に参加しないため授業日数を1日減。 第6学年は、修了式に参加しないため授業日数を1日減。 夏季休業日を7月25日から8月31日までとする。 都民の日（10月1日）と開校記念日（11月18日）は授業日とする。 												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

①各教科

教科名		学年					
		1	2	3	4	5	6
各教科	国語	0	0	0	0	0	0
	社会			0	0	0	0
	算数	0	0	0	0	0	0
	理科			0	0	0	0
	生活	0	0				
	音楽	0	0	0	0	0	0
	図画工作	0	0	0	0	0	0
	家庭					0	0
	体育	0	0	0	0	0	0
	外国語					0	0
知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科	内容						
	生活	挨拶、一日の予定、連絡帳の記入、係活動 (各教科等を合わせた指導で行う。)	0	0	0	0	0
	国語	物の名称、意思の伝達、文章の読み書き、作文、書写、図書	188	197	223	215	207
	算数	数と計算、形の弁別、空間関係、金銭の扱い、時刻、量の比較	136	140	140	140	140
	音楽	歌唱、合奏、手遊び歌、身体表現、リズムうち	68	70	105	105	105
	図画工作	描画、切る、ちぎる、折る、貼る、工作、粘土	68	70	70	70	70
	体育	体づくり、器械運動、陸上、水泳、ボール、表現	107	110	110	110	110
小計		567	587	648	640	632	

②特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	個性の伸長、感謝、規則の尊重、生命の尊さ、などを身近な題材から道徳的な判断、心情、実践意欲及び態度を育てる。		34	35	35	35	35	35
外国語活動	英語の数、色、自己紹介、ゲームなどから異文化に触れ経験を広げる。				20	28	28	28
総合的な学習の時間	地域を知る、情報機器の活用、植物を育てる、季節を感じるなど自ら課題解決をすすめる学習を行う。				35	35	50	50
特別活動	集団の一員であることの自覚、集団生活で役割を担う。		34	35	35	35	35	35
自立活動	コミュニケーション能力、身体の動きを高める指導を中心に行う。 (各教科等を合わせた指導で行う。)		0	0	0	0	0	0
小 計			68	70	125	133	148	148

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	健康観察、清潔、挨拶、日課に沿った行動、礼儀作法		93	93	46	46	35	35
遊びの指導			0	0				
生活単元学習	季節や行事にかかわる活動、ICT活用の基礎技能、校外宿泊学習事前事後学習		122	160	161	196	200	200
小 計			215	253	207	242	235	235

④年間総授業時数 (①+②+③)

学 年	1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数	850	910	980	1015	1015	1015

備 考	ア 1単位時間 ・ 1単位時間は45分とする。
	イ 特別活動 ・ クラブ活動を1回につき60分実施し、全11回行う。 ・ クラブ活動には第4学年以上が、委員会活動には第5・6学年が参加する。
ウ その他	<ul style="list-style-type: none"> 毎週火曜日と金曜日に「朝学習」を設定し、国語科を15分間単位で行う。 第1学年 火、金(8時20分～8時35分) 年間24時間15分 第2学年 火、金(8時20分～8時35分) 年間24時間15分 第3学年 火、金(8時20分～8時35分) 年間24時間 第4学年 火、金(8時20分～8時35分) 年間24時間 第5学年 火、金(8時20分～8時35分) 年間24時間 第6学年 火、金(8時20分～8時35分) 年間23時間30分 自立活動は、学校の教育活動全体の中で行う。 体育科、音楽科、図画工作科、家庭科、外国語活動等、通常の学級との交流学習及び共同学習を積極的に行う。